

No	相談種別	日時	対象サービス	内容	対応	備考
1	質問	2019/6/20	訪問介護	介護タクシーにヘルパーが同乗して通院することを受けて良いか (広域内の介護タクシーを利用して広域外へ通院する等)	乗降介助はハイヤー業者。同乗のみでは算定できない。	介護保険最新情報 Vol151 介護報酬に係る Q & A 別に同乗する訪問介護員等が「通院のための乗車又は降車の介助」のみを行い、移送中に介護をまったく行わない場合の取扱い 参照
2	質問	2019/6/21	地域密着型通所介護	報酬算定の際のサービス提供時間について、ケアプランに位置づけられている所要時間が4時間ちょうどの場合、単位数は3時間以上4時間未満で算定してよいのか	地域密着型通所介護の報酬算定にあたっては、所要時間による区分は現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた通所サービスを行うための標準的な時間によることとなっている。そのため、地域密着型通所介護計画に基づくサービス提供が4時間内に収まるのであれば3時間以上4時間未満で算定できるが、実際のサービス提供時間とそぐわない場合は、適宜ケアマネジャーと相談の上、計画を変更することが必要	老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の3の2(1)参照
3	質問	2019/6/27	訪問介護	家族と同居している利用者が訪問介護の算定はとれるか 利用者状況： 70代女性、H31.1要支2→R1.5要介2、癌で胆管切除し肝1/2切除。「自分の好みの味付けで食事取りたい」。 息子：日中仕事で不在。コンビニ食が主。	「家族がない時間にしかできないが、介護が必要」ということが、アセスメントの結果からプランに位置付けることができれば可能と考える。	介護保険最新情報 Vol26、41
4	質問	2019/7/9	地域密着型通所介護	住所地特例にて養護老人ホームに入所している利用者が地域密着デイサービスを利用することは可能か	利用することは可能 ※住所地特例所在地にある地域密着型サービスを利用することが可能 その際、広域連合での事業所指定も同意も必要ない	住所地特例にて施設入所している場合は、住所地特例所在地の以下サービスが利用できる。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護
5	質問	2019/7/9	地域密着型通所介護	広域連合外にあるサービス付き高齢者住宅に入居中の利用者が広域連合外の地域密着デイを利用することができるか (住民票は広域連合内町村のまま)	利用することは可能だが、以下のような手続きが必要となる。 ○パターン1(入居先へ住民票を移す場合) ⇒転居先が住所地特例施設かどうかで保険者が変わる可能性はあるが、住民票を転居先へ移すことで利用可能、その際、広域連合での事業所指定、同意等も必要ない ○パターン2(入居先へ住民票を移さない場合) ⇒転居できない特別な理由があれば、住民票がある対象町村から、その理由を附した意見書を広域へ提出し、広域(保険者)が審査。審査後、広域外市町村(保険者)へサービス利用が可能か承諾を得る【利用不可と断れる場合あり】。承諾が得られれば、事業所が広域へ新規申請を届出し、事業所指定を行う。	新規指定の場合は、利用可能有無が判別するまでに標準事務処理期間として約2か月程かかる見込み
6	質問	2019/7/12	訪問介護	要介護1(軽度者)の買い物支援は算定できるか 利用者像 酸素ボンベ使用し、日によって調子の変動が大きい。 調子が良い時は、「選んで買い物したい」と希望あり。	ケアプランに明記されている支援は可能。 ・「車椅子～」なら、青本P159身体介助を確認すること。 ・「買い物代行」なら、P160生活援助を確認すること。	H12.3.17 老計第10号 最終改正： 介護最新情報V o l.637 H30.3.30老振発0330第2号 【青本P157～163】

No	相談種別	日時	対象サービス	内容	対応	備考
7	質問	2019/7/22	訪問介護	処遇改善加算の実績報告書の提出先について	サービス事業所の指定を受けた都道府県、市町村へ提出すること。 ・地域密着型サービスや第1号介護予防支援事業は後志広域連合に提出 ・通常の訪問介護等の指定、広域外市町村での指定を受けていれば道、広域外市町村にも提出が必要	
8	質問	2019/7/23	訪問介護	粗大ごみを出す行為は生活援助となるか。	ゴミ出しは生活援助にあるが、「直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為」は含まれないので、粗大ごみ出しのために生活援助と捉えるのは難しいと考える。	H12.3.17 老計第10号 最終改正： 介護最新情報Vol.637 H30.3.30老振発0330第2号 【青本P157～163】
9	質問	2019/7/23	訪問介護	利用者の通院介助で受診が2時間未満の場合、2時間空けなければ、算定できないのでどうしたらよいか。 状況：要介護2、病院への送迎。上半身麻痺あり、リハビリを受けている。前後に身体介護は無し。通院介助は無し。身体介護で行きと帰りに同日で2回算定した。	利用者の状況に応じて適正な判断をすること。 ※青本P161～162の確認	H12.3.17 老計第10号 最終改正： 介護最新情報Vol.637 H30.3.30老振発0330第2号 【青本P157～163】
10	質問	2019/7/29	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設の利用者宅へ、声かけ訪問のみの（訪問サービスのみ利用）でも介護報酬の算定は可能か	小規模多機能の利用登録が行われている場合は算定が可能。利用者宅を訪問して見守りの意味での声かけ等を行った場合にはサービス提供回数に含めることは可能。	介護報酬通知（平18老計0331005号・老振0331005号・老老0331018号）・第2の5（3） ・平成30年度4月版介護報酬の解釈3QA・法令編 Q1 P274
11		2019/8/16	変更届について	2ユニットあるグループホームで、介護支援専門員ではない計画作成担当者が変わる場合、どのような手続きが必要か	広域連合HPに掲載している「変更届出書」を使用し届出を。添付は経歴書、資格証の写し、受講証明書を送付。	
12	質問	2019/8/19	小規模多機能型居宅介護	病院へ行くための訪問は訪問回数に含まれるのか	小規模多機能の訪問サービスは指定訪問介護の身体介護のうち通院・外出介助も含まれるため、訪問回数にカウントしても問題ない。	介護制度改革information Vol.127 問37より
13	質問	2019/8/19	小規模多機能型居宅介護	独自サービス（配食）の訪問でサービス提供回数をカウントしてよいか	利用者宅を訪問して見守りの意味での声かけ等を行った場合にはサービス提供回数に含めることは可能。但し、訪問介護担当者以外が、配食を届け見守りの意味での声掛けを行ってもサービス提供回数にはカウントできない。	介護報酬通知（平18老計0331005号・老振0331005号・老老0331018号）・第2の5（3） ・平成30年度4月版介護報酬の解釈3QA・法令編 Q1 P274
14	質問	2019/8/26	地域密着型介護老人福祉施設	特定処遇改善加算の算定について、広域連合外で運営している特養と広域連合内で運営している地域密着型特養を一体的にみることは可能か	本体特養とサテライト事業所については、人員基準等で緩和要件はあるが、運営は別の場所で行われていることから、特定処遇改善加算算定要件である賃金改善月額8万円または年収440万円以上の者の設定の際には、2つの事業所として解すべき。 一方、法人単位で申請を行う場合、一括して申請する事業所の中で月額8万円または年収440万円以上の者を設定することが困難な事業所がある場合は、その合理的理由を説明することにより、設定人数から省くことが可能となっている。	2019年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)問15、2019年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)問12

No	相談種別	日時	対象サービス	内容	対応	備考
15	質問	2019/8/28	介護保険サービス利用負担割合	退院する方（男性3割負担）の介護サービス利用についてサービスに応じて自己負担割合が変わるのか？	すべて3割負担となる。 例：退院後、福祉用具のレンタル（車いす）、福祉用具の購入（浴室用椅子）、住宅改修を利用予定だと、全て3割が自己負担となる。	
16	質問	2019/9/24	総合事業	総合事業の利用者が月途中で転出した。利用料は、日割りできるか？	「利用者との契約解除」になると日割り計算も可。ただし、月額包括報酬として、転入前事業所と転出後事業所の両者とも月額請求も可。	
17	質問	2019/10/7	短期入所生活介護	ショートステイの利用については、要介護認定期間の半数を超えない範囲での利用となっているが、区分変更があった場合の利用日数の数え方はどうなるのか。	変更認定後は新たな要介護認定期間となり、要介護認定期間中における短期入所の利用日数の確認も、新たな認定有効期間の開始日から行うこととなる旨Q&Aに記載されている。	13.8.29事務連絡 介護保険最新情報vol.116
18	質問	2019/10/7	地域密着型通所介護	入浴加算の算定について、利用者の体調により、シャワー浴を行った場合、算定は可能か。	後志総合振興局へ確認。事業所側の理由ではなく、本人の理由で全身をシャワー保清していれば、入浴基準を明確に計画に位置づけ、入浴しない判断を利用時に記録しておくことと算定可。 ※ただし、訪問入浴では部分浴・正式だと7割算定。デイではNG。	
19	質問	2019/10/8	地域密着型通所介護	独居の方で、現在町のデイサービスを利用しているが、冬期間は除雪が大変で独居が難しいため町内の娘の家に身を寄せることになる。この場合にデイサービスの送迎を娘の家まで行うことは可能か。	デイサービスの送迎は、利用者の居宅と事業所間のみとするのが原則であるが、緊急避難的に別の場所に生活実態が移動するのであれば、その場所を居宅とみなすことは差し支えない。 ※支援記録等に経過を記録必須。	
20	質問	2019/10/17	介護保険料について	介護保険料と、後期高齢者保険料が口座から引かれているが、二重納付ではないか	後期高齢保険料と介護保険料は別となるため二重納付ではない。	
21	質問	2019/10/18	総合事業	要介護1から要支援2になった利用者の乗降介助の算定ができるか？	算定できない（保険給付対象外となる。）	通院等乗降車介助を伴う外出介助の場合の通知にて要支援対象外
22	質問	2019/10/29	短期入所生活介護	自宅以外のショートステイ送迎をについて	送迎費用の算定は、厚生労働大臣が定める「利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合」であることから、自宅以外では送迎費用の算定はできないと考える。	介護報酬の解釈1～3を紹介。 ショート：青P32・33・322、緑P154 デイ：青63・540
23	質問	2019/11/5		介護サービスを札幌市で使えるか ・住所は札幌だが、保険者証は「後志」となっている。	サービス付き高齢者住宅などの住所地特例施設に入居し札幌等に住所を移している場合、利用可能。	
24	質問	2019/11/26	認知症対応型共同生活介護	介護支援専門員ではない計画作成担当者の変更の際、変更届を出す必要があるか。	介護支援専門員ではない計画作成担当者に変更する場合も、研修受講証等を添付の上、届出を提出する必要がある。	介護保険法第78条の5第1項
25	質問	2019/12/13	認知症対応型共同生活介護	グループホームの申込相談に行ったところ広域内のグループホームでも、町民でないと入れないと言われたが本当か	広域連合内にあるグループホームは、広域連合内の住民であれば利用可能	
26	質問	2019/12/17	介護予防通所介護（総合事業）	運動機能向上加算は、3か月の範囲内で計画を作成するのか	計画は長期目標は3か月、おおむね1か月毎（短期目標）にモニタリングを行い、必要に応じて計画を修正することが必要。	
27	質問	2020/1/8	介護予防通所介護（総合事業）	住所地特例対象施設で介護サービスを利用開始したい。手続き・申請・委託契約などの何か手続きはあるか	住所地特例施設に住民票を移している場合は、総合事業、地域密着型サービスともに広域連合にて手続きは必要ない	
28	質問	2020/1/10	介護予防通所介護（総合事業）	総合事業のみを利用する人（介護予防ケアマネージャーメント）の利用票と提供票は、どのようにしたら良いか	給付管理するならば提供票は必要となる。	

No	相談種別	日時	対象サービス	内容	対応	備考
29	質問	2020/1/14	地域密着型特養	①地域密着特養は、広域連合内の入しか絶対に利用できないという理解が良いか	①原則は、広域内の人が利用するという前提。しかし、やむを得ない理由があると保険者間（広域外市町村と広域）が事前協議した上で利用することもある。	
30	質問	2020/1/16	居宅介護支援事業所	ショートステイとデイサービスを同一日の利用が可能か？ 経緯 ショート利用を以前から予定していたが、初日がデイの利用日だったため、利用者が「デイに行った後にショートを利用したい」とのことから確認	短期入所生活介護を受けている間は、通所介護費は、算定しない。 ※やむを得ない理由があれば理由をケアプランに明記して算定可ではあるが、理由により「二重請求として報酬返還するよう指導している場合もある。」	青P265 注17
31	質問	2020/1/21	看護多機能型居宅介護	看多機は、地域密着なので広域連合内の町村民しか利用できないと理解しているが、例えば、30分以内にある広域連合外の地域でサービス提供を行うことは可能か。	原則は不可。だが、やむを得ない理由があり、保険者間で事前協議をして、事業所指定をしたり、個別に利用の必要性を検討した結果、利用を同意することもある。	
32	質問	2020/1/27	地域密着型老人福祉施設	広域連合外の人、広域連合内に引っ越してすぐに地域密着型サービスの利用をすることは可能か。	広域連合外から転入してきた人が、地域密着型サービスを利用する場合、転入後3か月間の利用制限を設けている。3か月経過後は利用可能となる。	後志広域連合指定地域密着型サービス事業所の指定に係る条件に関する要綱第3条
33	質問	2020/1/31	小規模多機能型居宅介護・介護予防支援	途中で要支援から要介護に区分変更し、小多機利用することとなったが、区分変更前に予防訪問看護を利用した場合、その月の給付管理は予防支援事業所か小規模多機能どちらが行うのか。	今回の件では、給付管理は予防支援事業所が行うこととなる。	18.3.27 平成18年4月改定関係Q&A (vol2) 37番参照
34	質問	2020/1/31	認知症対応型共同生活介護	地域密着型サービス外部評価を2年に1回にするためには、どうしたらよいか？ ①提出先の確認 ②申請した年度をしないのか？それとも申請した翌年度なのか？	北海道ホームページにある地域密着型サービスの自己評価・外部評価のページを参照。 基本的には、緩和を受ける前年度までに5年間連続で外部評価を受け、広域連合からの意見書をもって、北海道に申請することにより申請年度の外部評価が免除される。	赤P509～外部評価・自己評価の実施について 例年2月頃通知あり。 道要綱にて確認。
35	質問	2020/2/4	総合事業	住所地特例となっている広域連合内の住民が総合事業の通所を利用したので12月分返戻となった。遡及して事業所指定をしてほしい。	総合事業は、住所地特例者であれば、広域連合での事業所指定は不要。 エラー内容が事業所番号の不一致であれば、事業所番号を確認すること。	青（簿冊子）P195前後
36	質問	2020/2/26	居宅介護支援事業所	今までは通所介護で入浴していなかったが、入浴することを検討しているが、軽微な変更にあたるか？	介護保険最新情報vol.155(H22.7.30)のケアプランの軽微な変更内容についてを参照し、「目標を達成するためのサービス内容を変えるだけに当てはまるかの場合」に該当するか判断すること。	介護保険最新情報vol.155(H22.7.30)
37	質問	2020/2/26	認知症対応型共同生活介護	現在、新型コロナウイルスへの対策として、施設での面会制限等の対応が行われている中、基準で定められている研修会の実施や、運営推進会議、避難訓練の開催についてどのように対応すればよいのか	研修会については、内部で資料の回覧や、職員にレポートを提出してもらうなどの代替手段が講じられていれば、やむを得ない措置とする。運営推進会議や避難訓練の開催についても、感染リスク管理の問題もあるため、事業所の判断で、代替手段での開催や中止・延期になった旨を記録に残しておき、実地指導の際にやむを得ない理由が説明されれば、保険者判断として柔軟な対応を行うこととする。	後志総合振興局社会福祉課成田主査に電話にて確認
38	質問	2020/3/12	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーが薬を預かってもらっても良いものか？	・老人福祉施設における医薬品の使用の介助についてを参照し、施設としての対応を検討すること。	・老人福祉施設における医薬品の使用の介助について（H26.10.1） ・医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（H17.7.26医政発第0726005号）
39	質問	2020/3/17	認知症対応型共同生活介護	島牧村民が住所を移さずに広域連合内のグループホームを利用したいが何か手続きが必要か。	通常の入所。 広域連合は1保険者であるため、町外であっても同一保険者間での入所である。	・後志広域連合指定地域密着型サービス事業所の指定に係る条件に関する要綱（H22.2.1）令和元年9月1日改正

No	相談種別	日時	対象サービス	内容	対応	備考
40	質問	2020/3/23	小規模多機能型居宅介護	夫婦2人で小多機登録している家庭へ訪問介護2人とも算定可能か	算定可能。 2人それぞれに目的があってその目的に応じた訪問介護の記録が必要。	
41	質問	2020/4/3	認知症対応型共同生活介護	各ユニットで交換研修という形で、夜勤を実施した場合について。 夜勤の人員基準は満たしているが、書類上、ユニット1の職員がユニット2の夜勤を実施している場合、勤務表上でユニット2の夜勤人員が0人のような形になる場合があるが、交換研修を実施中である旨と、夜勤にはユニット1の職員でユニット2の夜勤を実施中と明記をしておけばよいか	その認識で問題ない。	後志総合振興局社会福祉課に確認
42	質問	2020/4/8	総合事業通所介護	感染症拡大防止のため、通所を休止し、玄関先や電話での訪問対応をしている。給付費算定して良いか？	介護保険最新情報 Vol796にて示されている通り、訪問介護、通所介護の臨時的取り扱いと同様と考え可能と考える。	
43	質問	2020/4/15	認知症対応型共同生活介護	○住所地特例施設のサ高住から広域外のグループホームへの転居を考えている。広域で地域密着型サービス事業所指定をしていない。事前協議が必要か？	○事業所所在地町村のグループホームへ住所を移せば、利用者は住所地特例対象者ではなくなるため、グループホーム所在地町村民として利用可能と考える。但し、所在地町村の指定基準等で利用制限がある可能性もあるため、よく確認が必要と考える。	
44	質問	2020/4/27	認知症対応型共同生活介護	○事業所の更新申請について、様式などあるか	後志広域連合のホームページに掲載している様式を確認すること	広域連合HP
45	質問	2020/5/11	認知症対応型共同生活介護	○事業所の更新申請について ・雇用証明証について、他町村では不要としているところも多いので未提出でも良いか？ ・職員連名簿で良いか？	○添付必要 ・人員基準を満たしているかを判断するにあたり、雇用されているのかがわからないので、添付すること。※事業所で従業者一覧を作っても、従業員側からの、雇用されている確認が取れない。	
46	質問	2020/6/2	通所介護（総合事業・地域密着型）	○広域外利用者の介護度変更に伴う利用について ・要支援の方が、広域外の総合事業の通所を利用していた。この度、区分変更をかけたところ、要介護となったがどのような手続きが必要となるか	○事業所が第一号通所介護事業のみを実施している場合 ⇒総合事業は利用できなくなるため、サービスの見直しを行うこと ○事業所が第一号通所介護事業と地域密着型通所介護事業を併設している場合 ⇒同一事業所の地域密着型サービスを利用する場合、事前協議（ケアマネ、町村、本人等）を行い、協議の結果、利用を希望する場合、理由書を広域連合へ提出。広域連合内で理由内容を精査し、事業所所在市町村へ同意依頼を実施。 ※最終的に事業所所在市町村が同意しなければ、利用不可。 また、一連の手続きから利用開始指定有無の判定には1～2か月ほど事務処理期間がかかる。	
47	質問	2020/6/3	通所介護（総合事業・地域密着型）	○事故報告はどこに提出したら良いか？	広域連合介護保険課事業推進係へ提出すること	
48	質問	2020/6/9	居宅介護支援事業所	○広域連合外にある居宅の名称変更があった。変更届出書（別記様式2）が必要か？ ・計画作成届（第19号様式：管理係担当）は提出されている。	○広域連合外の居宅の場合は不要。広域連合内に住所がある事業所の場合は提出が必要。	
49	質問	2020/6/5	居宅介護支援事業所	○コロナウイルス感染症でサービス利用が無い人の介護予防ケアマネージャージメント費を請求する場合、給付管理票は実績0で出すのか	→国保連回答 ・実績0の給付管理票を送付すること。	
50	質問	2020/6/5	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	○入院時費用は、月内に2回別病院へ入院したら、2回目を算定して良いものか？	○病院が変わっても2回目は算定できない。「月内に6日を限度」	青本P1341（予防P591、Q&A：P606）

No	相談種別	日時	対象サービス	内容	対応	備考
51	質問	2020/6/26	短期入所生活介護	同日中に、A施設のショートステイからB施設のショートステイへ移動した場合両方とも算定できるか？	同一日で別事業者の施設に移動とのことであるため算定可能と対応。	別日の場合は同一事業者でなくても算定はもちろん可能。同日の場合、同一事業所内での移動については退所した日は含まず入所した日のみ算定すること。
52	質問	2020/7/2	地域密着型通所介護 第一号通所予防相当	○廃止届出書はいつ出せば良いか？ (廃止届は1カ月前までにとっている)	○変更後10日以内と法。 (廃止の予告として、この連絡で情報了知) 共生型の指定が取れたら、廃止日を決めて早急に遅くとも変更後10日以内にHPの様式で提出を。	
53	質問	2020/7/28	地域密着型通所介護	○看護職員兼機能訓練指導員が1名体制。急遽休んで確保できない場合、減算する以外の手立てがないか？ ・感染症対策のため、特養の看護職員を応援してもらえない。	○機能訓練指導員は、1以上確保で良い。 ・常勤・専従でなくても可。生活相談員と機能訓練指導員の兼務もそれぞれの資格を有し、人員基準が守られれば可。	赤本P134～参照。 振興局社会福祉課笹谷主事回答（別添綴）
54	質問	2020/8/5	認知症対応型共同生活介護	○初期加算について ・利用者が4月～入院し5月末に退院し戻った。6月から初期加算を取りたいと思ったが、問題ないか。	○青本P590～591のとおり可。	
55	質問	2020/8/13	居宅介護支援	○老健利用者が3カ月間だけ在宅。その後また老健の予定。居宅との契約は必要か？	○都度必要となる。	
56	質問	2020/8/14	地域密着型通所介護	○広域連合住民が、隣町の住特施設に入所を予定しているが、入浴は住特施設所在地の地域密着型デイで行う予定。9月には隣町へ住民異動予定だが、移動までの数日間、地域密着型通所介護のサービスを利用することは可能か。	○住所地特例施設に住民票を移している場合 ⇒住所地特例施設所在地の地域密着型サービス（一部）の利用が可能、この場合、広域連合での広域外事業所の指定等は不要 ○住所地特例施設に住民票を移していない場合 ⇒住所地特例施設所在地の地域密着型サービスを利用するには、広域連合での事業所指定が必要。※広域外市町村が同意しなければ利用不可能	
57	質問	2020/8/18	地域密着型通所介護	○介護職員と看護職員が常勤職員よりも勤務時間が短くなった。人員基準を正確に確認したい。 ○人員基準を算定する際の基準は「サービス提供時間数」か「常勤の勤務時間数」のどちらか？	○常勤者の勤務すべき時間で除した時間数で換算する。（0.9） ○1月のサービス適用日数を基準。満たない場合は減算。ただし、看護職員が相早退しても、事業所提供時間帯を通じて病院等と密接かつ適切な連携を図っている場合は確保されているものとする。	赤本P383～、緑本P365、青本519参照。 振興局社会福祉課確認（別紙）
58	質問	2020/8/24	居宅介護支援	○他県から転入してきた利用者を担当。 前ケアマネジャーから広域連合町村でまとめて請求をと言われたが、県をまたいでいるのでそれぞれの国保連請求で良いと思うかがか？	○県を超えるので、「給付管理票も別々に作成し、居宅介護支援費は、それぞれの事業所で算定が可能となっている	H12.3.1 老企第36号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービスおよび居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
59	質問	2020/8/26	居宅介護支援	○広域連合住民が、隣町の住特施設に入所を予定しているが、居宅介護支援事業所は変更しない。利用者の住所変更だけならば、変更届は不要か？	○居宅介護支援事業所の変更がなければ、サービス計画作成・変更届の提出は不要。	
60	質問	2020/8/27	居宅介護支援	○入院中に新規申請をした人に対して、審査会結果が出ないうちにサービスを開始しても良いものか？	○本人・家族が要介護認定の結果、介護が付かない場合は自己負担と了承を得た上で、サービス担当者会議開催後、要介護認定結果を待たずにサービス開始は可能。	

No	相談種別	日時	対象サービス	内容	対応	備考
61	質問	2020/9/3	居宅介護支援	○月途中で利用者転出により居宅変更。給付管理と請求はどちら？ ケアプランは前任からもらっていないが請求は通るか？ 利用状況： 6/1 デイケア利用し、6月中旬、広域外へ転出。6/16居宅計画届出。6月サービス利用無。	○原則月末の居宅が給付管理し請求事務と考える。	
62	質問	2020/9/16	総合事業費	○札幌から9/1付で広域連合内に転居された町村民が、9/1札幌での引越し最中にヘルパーが来た分を請求したいと連絡を受けたが、請求できないと思うがどうか。 経緯 ・転居予定は事前にケアマネジャーから伝えており、9/1のヘルパーは断ってあったにも関わらず引越しの際に来て「通常の居室の掃除を実施」。「あくまで引越しの手伝いはしていないから請求したい」とのこと。 ・札幌包括からヘルパー事業所への連絡ミスであり、9/1転居しているのに、広域連合内の住民に対してサービスを入れたことになり、指定事業所ではないので請求不可ではないか。 ・包括報酬なので、事前に断っているサービスを連絡ミスで入れたからと言って、利用者負担を請求はできないのではないか。	○お見込の通り請求できない。	
63	質問	2020/10/19	総合事業訪問介護	○総合事業の訪介、月途中で広域連合内から札幌市のサ高住（住特）への転居により広域連合・札幌両方日割り請求が可能か ・11/1～21広域連合で訪介利用。（21日転出による契約解除） ・11/22～30札幌で訪介利用。（22日転入による契約開始）	○総合事業の訪介は可（予防給付はNG）請求先は広域で可。	
64	質問	2020/10/22	認知症対応型共同生活介護	○記録の保管は電子データでも可能か？ ・事業所全体でペーパーレス化を図っており、システムでの保管とバックアップデータの保管で問題無いか？	○電子媒体での保管は可能	運営基準第107条記録の整備参照
65	質問	2020/10/29	総合事業の通所介護	○広域連合外の総合事業を広域住民が利用するには事業所登録が必要か？	○住所地特例施設に入居・入所している方であれば、住民票を移せば、特に手続きせずに所在地町村の総合事業を利用することが可能。住民票を広域連合内に置いたまま総合事業を利用する場合、広域連合で事業所指定が必要。	
66	質問	2020/11/2	総合事業の通所介護	○事業所登録を遡及することはできないのか？	○事業所登録は事前に申請を行った時点で許可の判断をするので、遡りという考え方が無い。	
67	質問	2020/12/1	居宅介護支援費	○特定事業所加算Ⅱを取得予定だったが、受講予定の主任ケアマネジャー研修会が延期になったことによって、主任ケアマネジャーの取得目途がたたなくなつた。見込みで加算申請して良いか？	○加算申請は、条件が整わないと申請はできない。	P708
68	質問	2020/12/7	居宅介護支援費	○新型コロナウイルスの流行で家族から「訪問を遠慮してほしい」と言われた時に電話対応しているが、減算か？	○対面困難な場合は、電話対応でも通常通りの請求で可。その記録を。	新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」のまとめ④-11

No	相談種別	日時	対象サービス	内容	対応	備考
69	相談	2020/12/15	(訪問介護)	<p>○通院介助について、居宅として訪問介護事業所へ院内介助をプランに入れる際に、広域連合への許可をもらったらよいか？</p> <p>○経緯 ・訪問介護事業所へ道の実地指導が入った際に、通院介助について、「身体介護」ではなく、「通院等乗降介助」では？と問われ、事業所が説明できず、道から居宅へ聞き取りがあった。居宅は、医療機関では院内介助ができないことを確認し、利用者毎に院内介助をサービス担当者会議で協議し、計画にも位置づけ、家族も付き添いが難しい状況を確認して記録にも残してあった。 ・振興局としては、「院内、診察室まで介助は本来ダメですよね。」と言うが、本人に代わって家族の手紙や近況を伝える必要性があって、同意の上介助を入れている。</p>	<p>○都度、許可は不要。但し必要性を検討した結果等の記録を残すこと。 居宅介護支援事業所として、サービス担当者会議にかけ、計画にも必要性を記載しており、医療機関の状況も記載してあるのであれば、問題ない。 ・道の訪問介護への実地指導は、ヘルパーが行ったサービスについて、必要性を説明できなかったところに疑問を感じ、院内介助も目的無く付いているのであれば算定できないと指摘したと考える 院内介助を一律入れているわけではなければ、「基本的には」「原則的には」病院での介助範囲ではあるが、認められている。</p>	介護保険最新情報vol149(H22.4.28) 青本確認
70	質問	2020/12/17	介護予防支援	<p>○予防プラン同意の署名捺印は、自筆が難しい場合は代筆で良いか？</p> <p>○状況 右利き、右麻痺の要支援の利用者へプランの同意をもらいにいくが、同居家族もおらず、本人押印は可能。ケアマネジャー代筆でも良いか。</p>	○代筆可。後で了承していない。自分の印ではないとならないように、支援経過に記載すること。	
71	質問	2020/12/17	居宅介護支援	モニタリンを居宅訪問せずに行うことは通常であれば減算とは思いますが、コロナウイルス感染症対策として、デイで面談でも良いか？	○居宅訪問しないモニタリングでも減算しなくても可。 居宅への訪問をしないことへの本人や家族の納得が得られ、サービスの質の低下が無ければ、可。その旨記録を残してほしい。	
72	質問	2020/12/25	認知症対応型共同生活介護・介護老人福祉施設	○グループホームを退所し、同日に隣接する特養へ入所する予定の利用者がいる。グループホーム、特養の入所退所日は両方の事業所で算定可能か？	○算定は、入所の日のみ算定可。 ・原則入所及び退所日の両方を含むが、同一敷地内もしくは隣接する施設へ入所の場合は、退所の日は含まない。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービスおよび特定施設入居者生活給付に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.8 老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
73	質問	2021/3/4	訪問介護	対象者が病院を受診する際、院内付き添いの介護請求は可能か ※看護師の院内付き添いは不可能、認知症の症状があり	院内付き添いに係る必要性をケアプランに記載することを指示。但し実地指導等で必要性を記載したケアプランを確認した際に説明できるようにすることを指示	
74	質問	2021/3/10	介護予防支援事業所	○産休代替職員を包括職員にしているが、 1 住宅改修の理由書を作成させて可能か？予防事業所へ登録必要？ 2 予防ケアマネジャージメントを居宅へ委託しているが、確認作業は可能か	1・2 予防支援事業所への登録不要。 1 H18.3.27介護制度改革vol.80 Q&A 2 介護予防支援の計画作成をするのであれば、予防事業所へ登録必要だが、委託先の計画を確認し、コメントを入れるだけであれば、「包括職員」であれば可能。	

No	相談種別	日時	対象サービス	内容	対応	備考
75	質問	2021/5/6	短期入所生活介護	加算の問合せ 緊急受入加算は4月以降も取得が可能か	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」によるコロナ特例措置は介護保険最新情報Vol915より令和3年3月サービス提供分をもって廃止となる そのため、緊急短期入所受入加算も4月以降は取得できない。	介護保険最新情報 Vol915より ※鳥取県長寿社会課の介護報酬改定Q&Aにも同様の回答あり
76	質問	2021/6/7	通所介護・短期入所生活介護	同日算定ができるかの問い合わせ いつも午後から短期入所を利用しているが、今回同居の息子さんが入用があり、午前中一人で在宅で過ごすことは不可能。そのため、午前中、デイサービスを利用したい。	特別な事情として理由があるのであれば算定可と伝える。 介護報酬に係るQ&A Vol.2（平成12年4月28日）より、入所当日であっても入所前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所前に通所介護を機械的に組み込むといった計画は適正ではない。 振興局事業指導係にも確認し特別な事情として理由がたつのであれば（同居家族が入院など…）算定可能。	
77	質問	2021/6/22	適用除外施設	住所地特例で入所していた適用除外施設（広域外の障害福祉施設）から、住所地特例施設（広域内の介護医療院等）に入所した場合の介護保険の保険者の扱いについて	介護保険最新情報Vol.620より 適用除外施設から退所した時点では、保険者はそのままとなる。その後、どこに転出するかで扱いが異なる ①退所 → 普通の一般住宅の場合 転居先の町村が保険者となる ②退所 → 住所地特例施設の場合 住所地特例の保険者が引き続き保険者となる	※住所地特例 認定を受けていなくても、転居先が住所地特例施設の場合、転出前の町村が保険者となる
78	質問					
79	質問					
80	質問					
81	質問					
82	質問					
83	質問					
84	質問					
85	質問					